

子ども・育て支援新制度に関する条例等の基準案について

市が定める基準

新制度の実施に伴い市町村が定める基準については、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」を基に、市町村が地域の実情に応じ定めることとされています。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
- (2) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
- (3) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
- (4) 支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準

「従うべき基準」：必ず適合しなければならない基準、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

「参酌すべき基準」：市町村が参酌した結果、地域の実情として、異なる内容を定めることが許容されるもの。

南魚沼市の基準についての基本的な考え方

これらの基準を定める条例を制定するにあたっては、国が示した基準を満すこと、また、これまでの本市における基準を下回ることがないようにすることを基本として、本市の実情には、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、原則として国の基準をもって本市の基準とすることとし、「従うべき基準」「参酌すべき基準」のいずれも国の基準どおりとしたい。